

第十三回国会 衆議院 外務委員会 議録 第十二号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 仲内 憲治君

理事足立 篤郎君 理事近藤 鶴代君

理事戸叶 里子君 理事悦二郎君

菊池 義郎君 栗山長次郎君

飛嶋 繁君 中山 マサ君

守島 伍郎君 小川 半次君

林 百郎君 黒田 壽男君

出席政府委員

外務事務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君

(大官官房長)

入国管理庁長官 鈴木 一君

外務事務官 鈴木 政勝君

(入国管理庁審判調査部長)

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

三月二十日

委員石原登君辞任につき、その補欠として飛嶋繁君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として戸叶里子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小川原政信君の補欠として足立篤郎君が理事に当選した。

同日

戸叶里子君が理事に補欠当選した。

三月二十二日

第一類第五号 外務委員会議録第十二号 昭和二十七年三月二十五日

在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第九三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第八八号)

外国人登録法案(内閣提出第八九号)在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第九三三号)

○仲内委員長 ただいまより外務委員会を開会いたします。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件及び在外公館の名称及び位置を定める法律案を一括議題といたします。政府側より逐次提案理由の説明を求めます。石原外務事務次官。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

第一條

この條約が適用される締約国の領域においては、千九百二十三年九月二十四日にジュネーヴで開放された仲裁條項に関する議定書が規定している現在又は将来の紛争に関する約定（以下「仲裁付託」という）に従つてきた仲裁判断は、その効力を有するものと認められ、且つ、その判断が援用された領域の手續規定に従つて執行されるものとする。但し、その判断が、この條約が適用される締約国の一の領域でされないか又は締約国の一の裁判権に服する者の間にされたものでないときは、この限りでない。

- (a) 判断が、關係適用法令により有効な仲裁付託に従つてされたこと。
- (b) 判断の目的たる事項が、判断の援用される国の法令により仲裁による解決が可能なるものであること。
- (c) 判断が、仲裁付託に定める仲裁裁判所によつて、又は当事者の合意による方法で且つその仲裁手續に適用される法令に従つて構成された仲裁裁判所によつて、されたものであること。
- (d) 判断が、その判断がされた国において確定したこと。判断について異議の申立、控訴若しくは上告をすることができるとき（このような手續の形式が存する国の場合）、又は判断の効力を争うための手續が係属中であ

第二條

第一條に掲げる要件を伝えている場合でも、裁判所が次のことを認めるときは、判断の承認及び執行は、拒否される。

(a) 判断が、その判断がされた国において無効にされたこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、防ぎよをすることができざる適当な時期に仲裁手續について通告を受けなかつたこと又はその当事者が、無能力者であつて正当に代理されていなかつたこと。

(c) 判断が、仲裁付託の條項に定める紛争若しくはその條項の範圍内にある紛争に関するものでないこと又は判断が、仲裁付託の範圍をこえる事項に関する判定を含むこと。

判断が仲裁裁判所に付託されたすべての問題を包含していない場合において、判断の承認又は執行を求められた国の権限のある機関は、適当と認めるときは、その承認若しくは執行を延期し、又はその機関が定める保証を條件として承認を与え、若しくは執行を許すことができる。

第三條

判断が不利益にされた当事者が、その仲裁手續に適用される法令によれば第一條(a)及び(c)並びに第二條(b)及び(c)に示される理由以外の理由で

司法裁判所で判断の効力を争うことができるものがあることを証明する場合においては、裁判所は、適当と認めるときは、判断の承認若しくは執行を拒否し、又はこのような当事者が権限のある裁判所から判断を無効にしようとするための相当な期間をこの当事者に与えて判断の承認若しくは執行についての審理を中止することができ。

第四條

判断を援用し、又はその執行を請求する当事者は、特に次のものを提出しなければならない。

(1) 判断の正本又は判断がされた国の法令の要件に従つて正当に認定されたその謄本

(2) 判断がされた国でその判断が第一條(d)に定める意味において確定したことを証明する書証その他の証拠

(3) 必要があるときは、第一條第一項並びに第二項(a)及び(c)に掲げる要件を備えていることを証明する書証その他の証拠

判断及び本條に掲げるその他の書類については、判断が援用される国の公用語への翻訳を請求することができる。この翻訳は、判断を援用しようとする当事者の属する国の外交官若しくは領事官により、又は判断が援用される国の宣誓した翻訳者により、正確であることが証明されなければならない。

第五條

前條までの規定は、關係当事者から、仲裁判断が援用される国の法令又は條約により認められる方法及び限度でその判断を利用する權利を奪

うものではない。

第六條

この條約は、千九百二十三年九月二十四日ジュネーヴで開放された仲裁條項に関する議定書の効力発生の後にされた仲裁判断のみに適用される。

第七條

この條約は、仲裁條項に関する千九百二十三年の議定書のすべての署名国の署名のために開放しておくものとす、且つ、批准されなければならない。

この條約は、國際連盟の連盟国及び非連盟国で、千九百二十三年の議定書を批准したもののみが、批准することができる。

批准書は、できるだけすみやかに國際連盟事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、この寄託をすべての署名者に通知する。

第八條

この條約は、二締約国が批准した時から三箇月後に効力を生ずる。その後においては、この條約は、各締約国が國際連盟事務局長に批准書を寄託した時から三箇月後にその締約国について効力を生ずる。

第九條

この條約は、連盟国又は非連盟国が廢棄することができ。廢棄は、書面により國際連盟事務局長に通告されなければならない。事務局長は、他のすべての締約国に、通告と合致することを認証したその謄本を直ちに送付し、同時に、通告を受領した日を通報する。

廢棄は、それを通告した締約国についてのみ、且つ、その通告書が國

際連盟事務局長に到達した時から一年後に効力を生ずる。

仲裁條項に関する議定書の廢棄は、当然にこの條約の廢棄を伴うものとする。

第十條

この條約は、特に指定される場合を除く外、締約国の植民地、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域には適用されない。

前記の締約国の一は、いつでも、國際連盟事務局長にあてた宣言により、千九百二十三年九月二十四日にジュネーヴで開放された仲裁條項に関する議定書が適用される前記の植民地、保護領又は地域の一又は二以上に対して、この條約を適用させることができる。

前記の宣言は、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。

締約国は、前記の植民地、保護領又は地域の全部又は一部についていつでもこの條約を廢棄することができる。第九條は、この廢棄に適用される。

この條約の認証謄本は、國際連盟事務局長が國際連盟のすべての連盟国及びこの條約に署名するすべての非連盟国に送付するものとする。

以上の証として、前記の全權委員は、この條約に署名した。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで英語及びフランス語をひとしく正文とする本書一通を作成した。本書は、國際連盟の記録に保管しておく。

ドクトル アドルフ・ミュラー

オーストリア
E・プブリユエグ
ベルギー

ベルギーは、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

J・ブリュネ
ボリヴィア

憲法上の承認を留保して

グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに国際連盟の独立の連盟国でない英帝国のすべての部分
オースティン・チエンバレー

ニュー・ジラランド
C・J・パー

西サモアを含む。

インド

私は、私の署名が陛下の宗主権の下にあるインドの藩王の領域に対するこの條約の規定の施行に關して拘束するものではないことを宣言する。

インドは、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

ジュネーヴで千九百三十五年四月九日に
B・N・ミトレ

デンマーク

デンマークの国内法によれば、仲裁裁判所がした仲裁判断は、直ちに執行することができない。それを執行することができないものとするためには、事

件ごとに普通裁判所に申請する必要がある。もつとも、その裁判所の手続においては、仲裁判断は、更に審査されることなく、事件の最終的判決の基礎として一般的に承認される。批准を條件とする。

A・オルデンブルグ
ダンテツヒ自由市
F・ソカル
スペイン

トリレエルモサ侯爵 マウ
リシオ・ロベス・ロベルトス
エストニア

エストニア政府は、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

A・シユミツト
フィンランド
ルドルフ・ホルステイ

フランス政府は、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

アリスティド・ブリアン
ギリシャ

ギリシャ政府は、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

R・ラファエル
イタリア
ヴィットリオ・シアロー

日本国

寺岡洪平
ニュー・ヨークで千九百

五十二年二月四日に

ルクセンブルグは、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

ベック
ニカラガ
T・F・メディナ
オランダ

ペーレルトス・ヴァン・プロ
ツクラント
ベル

M・H・コルネーホ
ポルトガル

千九百二十七年の條約
(一) ポルトガル政府は、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

(二) ポルトガル政府は、第十條の規定に基づき、この條約がポルトガルの植民地に及ばないことを宣言する。

A・M・フレイレ・デ・
アンドラ

ルーマニア政府は、第一條に掲げる義務をその国内法で商事契約と認められた契約に限定する自由を留保する。

C・アントニアード
シヤム
ワンワイタヤ

スウェーデン
K・I・ウエストマン

スイス
モツタ

チエツコスロヴァキア

この條約を署名するに當つて、私は、チエツコスロヴァキア共和国が、他国と締結した二國間條約がこの條約に掲げる問題をこの條約の規定をこえた方法で規制しているものを何ら無効とする意圖を有しないことを宣言する。

在外公館の名称及び位置を定める法律
在外公館の名称及び位置は、左のとおりとする。

Z・フイルリッガー
イスラエル
アーサー・ローリー
ニュー・ヨークで千九百五十一年十月二十四日に

名	称	位	置
在アメリカ合衆国日本国大使館	アメリカ合衆国	ワシントン	
在カナダ日本国大使館	カナダ	オタワ	
在メキシコ日本国大使館	メキシコ	メキシコ	
在ブラジル日本国大使館	ブラジル	リオ・デ・ジャネイロ	
在アルゼンティン日本国大使館	アルゼンティン	ブエノス・アイレス	
在大韓民国日本国大使館	大韓民国	京城	
在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ	
在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ	
在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ	
在タイ日本国大使館	タイ	バンコック	
在ビルマ日本国大使館	ビルマ	ラングーン	
在インド日本国大使館	インド	ニュー・デリー	
在パキスタン日本国大使館	パキスタン	カラチ	
在トルコ日本国大使館	トルコ	アンカラ	
在ドイツ日本国大使館	ドイツ	ボン	
在オランダ日本国大使館	オランダ	ハーグ	
在ベルギー日本国大使館	ベルギー	ブラッセル	
在フランス日本国大使館	フランス	パリ	
在イタリア日本国大使館	イタリア	ローマ	
在スペイン日本国大使館	スペイン	マドリッド	
在連合王国日本国大使館	連合王国	ロンドン	
在ドミニカ日本国大使館	ドミニカ	シウダー・トルヒリオ	
在ペルー日本国大使館	ペルー	リマ	
在チリ日本国大使館	チリ	サンチアゴ	
在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ	モンテヴィデオ	
在ニュー・ジラランド日本国大使館	ニュー・ジラランド	ウエリントン	

以上が、在外公館の名称及び位置を定める法律案の提案理由及びその内容の説明であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○仲内委員長 ただいまの二件に関する質疑につきましては、次に譲ることといたします。

○仲内委員長 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案及び外国人登録法案を一括議題といたします。

兩案につきましては、前回の委員会において、提案理由の説明を聴取いたしました。引続いて逐條説明を聴取することといたします。

○林(四)委員 議事進行について。このボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の審議の方法について、私は動議を提出したいと思うのであります。

このうちやはり一番重要な法案は、何と申しましても出入国管理令並びに外国人登録法案、この二つであります。この二つの法令等に関しましては、日本の政府がたゞいま交渉してある中国並びに朝鮮の政權自体の問題につきましても、明らかに中国の人民が圧倒的に中華人民共和國、北京政權を支持してあるにもかかわらず、政府はあえて台湾の、國際的には亡命政權といわれておる蔣介石政權と交渉をかわしてある。一方朝鮮の問題につきましても、朝鮮の人民が圧倒的に支持してある朝鮮人民共和國との交渉を避けて、あえてアメリカの傀儡と随した李

承晩政權と交渉してあるというような問題、この日台、日韓の條約からんでの日本政府の交渉に關して、すでに重大な問題があるものであります。この日台、日韓の兩條約の交渉それ自体が、アジアのわれ／＼の友邦である中国、朝鮮の人たちの意思を無視して、一部のアメリカ帝國主義の傀儡政權と交渉するということに、われ／＼には考えられるのであります。この点第一に問題があると思つてあります。

第二の問題は、従つて国籍の問題が必ず生じて来ると思つてあります。たとへば朝鮮の問題につきましても、一体朝鮮の人民共和國の国籍を持たせるべきか、あるいは李承晩のいゝゆる韓国の国籍を選ばせるかということ、これは国籍選択の自由であります。これを間接的にも直接的にも強制する権限は、日本政府にはないと私は思ふのであります。ところがこの国籍の選択問題にからみまして、日本政府の好ましくない一方の政權を支持し、この国籍を選択しようとする者に対しましては、何らかの名義のもとに、これを強制送還しようというやうな問題が予想されるのであります。たとへば朝鮮の問題一つとりましても、長い間日本の太平洋戦争に協力して来た朝鮮の諸君、この朝鮮の諸君の意思を無視して、あえて韓国籍を間接直接強要し、韓国籍を選ばない者に付きましては、これを強制送還する。今爆弾やナバーム弾やあるいは細菌戦に苦しんでいるやうな朝鮮に、あえて日本から強制送還するということ、これは人道上的問題だと思つてあります。また台湾の諸君の問題につきましても、いゝゆる國府政權

を選ばない者は、強制的に台湾へ返す、あるいは中国へ返すと申しまして、外交的な關係のない中国との關係において、これを強制送還するということ、これは人たちの生命を危殆に瀕させるといふことになると思つてあります。従つて日本に在在してある朝鮮の諸君、台湾の諸君につきましても、これは自分の生死の問題である、一家の浮沈に關する非常に重大な関心事だと思つてあります。従つてわれ／＼はあくまで、アジアの同じ仲間、諸君のために、あらゆる慎重な方法によつて審議をし、將來の友好關係を確保するために、後世に悔いを残さないやうな審議をし、法案をつくること、今の国会におるわれ／＼国会議員の務めだと思つてあります。従つてこの問題については、出入国管理令並びに外国人登録法案については、遺憾のない審議を行うべきだと思つてあります。従つて私はここで動議をいたしまして第一に、公聴会をぜひ開いていただきたい。そうして斯界の権威者を呼びまして、この朝鮮人の問題、台湾の人たちの問題について、遺憾のない審議を盡し、これらの人たちの意見を聞きたい。もし手続上どうしても委員長において公聴会を開く余裕がないというならば、参考人の意見を聞くという機会をぜひ持つていただきたいと思つてあります。これは在留朝鮮人、在留台湾の諸君、あるいは中国の諸君にそれぞれ、組織がありましますから、その組織の代表者として、意見をもち、国会において意見を述べ得る人を、この委員会に許し得る範圍において選択をいたしまして、これらの人たちの意見を聞くことが必要かと思つてあります。

を第一に公聴会を開くこと、それが万一不可能の場合には、参考人の意見を聞く機会をぜひ持つていただきたいこと。それから第二には、法務委員会との連合審査をぜひしていただきたい。この審査に万遺漏なきを期したいと思つてあります。この前にもたしか当委員会において黒田委員から、日韓、日台の條約の交渉が今もつて目鼻がつかない際にこの法案を審議すること、少くとも日本に在留する朝鮮の諸君、台湾の諸君の問題を処理することは不適当であるから、この目鼻がつくまでは延ばすべきであるという意見がありました。原則的にはわれ／＼はまつたくそれに賛成であります。しかしこれに具體的にすてこの法案がもし提案され、審議されるというならば、われわれは公聴会を開くか、参考人の意見の陳述を聞く機会を持ちたいこと。それから第二に、法務委員会との連合審査をぜひしていただきたい。この動議を提出したいと思つてあります。

なお参考までに委員長に希望として申し上げたいことは、どうかこの法案の審議を無理をしないやうに、十分にわれ／＼に審議の時間を与えていただきたいと思つてあります。われ／＼は、過去の委員会の審議の態度を見ていただいてもわかるやうに、事を好んで、術を弄して審議を妨害するやうな、そういう卑怯な態度をとつた覚えはないのであります。委員長にも十分協力するつもりでありますから、十分に審議の機会を与えていただきたいというところが一つ。それからもう一つは、在留朝鮮の諸君、台湾の諸君が、この日本の外務委員会であらうということが審議されるかということについては、

重大な関心を持つておると思つてあります。これらの諸君がこの委員会に自由傍聴のできるやうな民主的な方法をぜひ選んでいただきたいと思つてあります。もしそういう方法を講じなければ、日本の国会が非民主的に、秘密裡に審議をし、日本の政府がまた秘密裡に韓国、台湾と交渉を持ち、在留朝鮮人、台湾人の諸君の身分の問題を、まつたくこの諸君の関知しない間に、不利に処分するやうな印象を与え、そうした見解を持たせることになりまします。それがかえつて日本の國のためにならぬと思つてあります。われ／＼の審議を十分民主的にこれらの諸君が聞き知ることのできるやうな機会を、ぜひ委員長にとつていただきたいと思つてあります。これは私の希望であります。こういう動議と希望をこの法案審議の劈頭にあたつて提出する次第であります。

○仲内委員長 ただいまの林委員の動議に対して私からお答えいたします。本法案はきわめて重要な案件であり、慎重審議しなければならぬことは申すまでもございませぬ。しかもその方法はあくまでも民主的でなければならぬということも十分考えております。

動議の第一点であります公聴会ないしは参考人喚問の点であります。この点につきましても、御承知のやうに、利害關係者からの陳情もわれ／＼としてもぜひよく聞いております。それに陳情書も各位のお手元にも相当まわつておると思つてあります。もちろん十分關係者の意見なり御希望なりを考慮に入れることにやぶさかでないわけでありまします。ただ公聴会なり参考人の意見を聞くということは、一応

理事会にも御相談した上でいづれ決定したいと思ひます。

それから法務委員会との連合審査、これは法務委員会の方からも、きょうあたりきまるとしようが、委員長からの連絡がありまして、明日の午前中に連合委員会を開くような予定になつております。私ももちろん喜んで合同審査をいたします。

それから傍聴の件は、もちろん利害関係者といひますが、むしろ第三国の方の希望が多いのでありますから、場内の整理のできる範囲内で、そして各党派の勢力にも比例して、事務の方で適当にあんばいして、きょうも現に入つておられる実情であります。あくまでも民主的に、そしてまた公開的に慎重審議するつもりでございます。この上とも皆さんの御協力をお願いいたします。

○植原委員 今林君は動議と希望とを二つ一括したから、議事の取扱ひ上たいへん困りはせぬかと私は思つた。だけれども、委員長がお答えになつたこととあなたの動議の問題が済んだことになればいいのですけれども、動議は動議としてお出しにならないれば、委員会において処置に困る。この動議は動議として、だれかそれに賛成者があれば、採決しなければならぬ。希望は希望としてでなければ——これは議事進行上のことを言うのですが、それが一緒にやりになつたから、私は委員長がどうお取扱ひになるかと思つて見ておりましたが、実はあなたの御希望を委員長が断るなりして、この問題の取扱ひをあなたが御同意になつて、一応理事と委員長でよく審議して——これは影響するところ甚大だし、そして

かなり人権にも関係することだから、できるだけ民主主義を標榜し、しかも極東の人々の間に對して日本が今日の地位を維持して行かなければならないとすれば、特にこの問題は注意して取扱うべきだと思つて、あなたの希望と動議をそのまゝとして、そして今の委員長の御答へに従つて、理事と委員長とよく御相談の上で、あなたの希望と動議を取扱ふこととして、あなたの今の発言の結末をつけていただきたいというのが私の考え方です。

○林(百)委員 植原委員からの御意見がありました。私は動議は動議、それから希望は希望と区別してやつたつもりです。私の動議の内容は、第一には公聴会を開いてもらいたい。公聴会が何らかの理由でどうしても開くことが不可能の場合には、参考人の意見を聞くという機会を委員会として持つていただきたい。これが動議の第一、第二は、法務委員会との連合審査をせひしていただきたいというのが、その内容であります。それについて、この動議の決定については理事会で審議した結果正式に決定して下さるなら、何も今ただちに即決していただく必要はありません。

○仲内委員長 私もう一つもります。○林(百)委員 それからもう一つ、これは希望ですが、おそらく各党派へも在留朝鮮の諸君、台湾の諸君、中国の諸君から希望が行つたと思ひますが、委員会外におきましても委員の皆さんと懇談する機会を持ちたいといううようなこともありますから、これもひとつ委員長がとりはからつていただいて、委員会のはかにまた懇談の機会を委員

長からあつせんしていただければ、われわれは喜んでこれに参画したいと思ひますが、これもひとつ希望として申し上げておきます。

○黒田委員 議事進行について。私の聞いておりますところでは、出入国管理令に関する諸願書というものが出ておるようであります。そこで、普通でありますれば諸願書に關しましては、会期の終りに一括してこれを議題にするというのが従来の例でありましたけれども、出入国管理令に關する諸願書に關しましては、従来の一般の慣例に従わないで、特にこの法案の審議の過程の中で諸願書をお取扱ひ願ひたいと思ひます。そうしますと諸願者の意見も十分にこの委員会に反映し、意見をできるだけ聞くという目的を達成する一つの方法になると思ひますので、これも御考慮をお願いしたいと思ひます。

○仲内委員長 承知いたしました。あわせて理事会に諮ることになりました。

○鈴木(一)政府委員 提案の理由の説明は前会ございまして、続きまして順序として法案の逐條的な御説明をただいま申し上げてあります。その前に現在の出入国管理制度がいかなる経緯のもとに創設されたのか、またこれが現在いかに運営され、かつ平和條約発効後においていかなる問題を、どのような方針で処理されるのか、その大要を御説明いたします。法案審議の御参考に供したいと存じます。

第一に出入国管理制度の今日に至りました経緯を申し上げます。御承知の

ごとく、終戦前にあつたわが国の外国人の出入国及び滞在に關する管理行政は内務省の所管のもとに、いわゆる外事警察の機構のもとに、内務省令でその取扱ひ規定を定めていたものであります。終戦に伴ひこれらの機能は一切停止せられ、占領軍の直接管理のもとに置かれました。すなわち朝鮮人、台湾人を含めた外国人の出入国は、連合国最高司令官の許可を必要とし、これに關する事務は、總司令部の中央及び地方の機構のもとで処理されることになりました。昭和二十二年五月に至り、初めてポツダム勅令として外国人登録令が施行され、占領軍の管理下において国内的な措置がとられるに至りました。さらに昭和二十四年八月、出入国管理に關する政令が制定せられ、總司令部の行方出入国管理のもとに不法入国の取締り、その他国内行政機關の行方事務及び実施に必要な機構が定められ、外務省に現在の出入国管理の前身である出入国管理部が設置されるに至つたのであります。昭和二十五年二月二十日、連合国最高司令官より出入国管理に關する既存の法令及び機構を再検討し、これを一般に認められた國際慣行に一致させるために必要な措置を、できるだけ早くとるべきことを指令した覚書を受けたのであります。さらに同年九月十五日付覚書、出入国に關する件によつて、不法入国者または不法在留者を司法保護組織または警察組織と全然關係のない別個の機構に收容し、所要の手續をとるべきことを要請されたのであります。

これらの覚書に基きまして、政府は昭和二十五年九月三十日ポツダム政令をもつて出入国管理庁設置令を制定い

たし、同年十月一日から外務省の外局として出入国管理庁が発足したのであります。これに對し總司令部側から司法保護組織または警察組織と別個の獨立した新機構の設置を見たことはよいが、不法入国者に対する退去強制等の手續が、依然として司法手續を基礎にしていないとの理由をもつて、あらためて新手續令を制定すべき旨の要望があつたのであります。この結果政府におきましては昭和二十六年二月二十八日、ポツダム政令をもつて不法入国者等退去強制手續令を制定したものであります。しかるに右手續令の主要部分の実施に先だち、たゞ／＼本問題のため總司令部が米本國から招聘した米人顧問から、右手續令は実行上難点が多いこと、及び講和を控へ、單に退去強制手續のみならず、出入国全般におつた諸手續を含んだ包括的な管理令を制定すべき旨の勧告がありまして、總司令部側においてもこの勧告を採用いたしました結果、出入国全般にわたる諸管理を規定した出入国管理令の制定を見るに至つたのであります。同時にこの政令を運轉するに必要な出入国管理庁設置令を制定したし、ここに連合国最高司令官覚書にございした國際慣行に一致した法令と機構との整備を見ることとなつたのであります。ただこの二政令は連合国最高司令官の出入国管理の権限との関連におきまして、ただちに法律化できない実情に置かれていたもので、とりあえずポツダム政令として昭和二十六年十月四日分布いたし、同年十一月一日から施行いたしました今日に至つた次第でございます。

第二に、これら政令の内容については、出入国管理令に概略を申し上げます。出入国管理令につきましては、出入国管理の方式といたしましては、一般的に承認された国際慣行に基きまして、外国人の入国は原則的には自由であるとし、ただ上陸のための条件に適合していない場合に、入国できないものとしたており、入国できないものは、従来の外国人登録令第三條の規定が、外国人は原則として本邦に入国することができないものとし、例外的に連合国最高司令官の許可により、この禁止が解除されるという特殊な管理方式と正反對の立場に立ち、さらに寄港地上陸、観光上陸、船舶上陸、緊急上陸及び水難上陸のような特例上陸についても、一般の国際慣行に合致するよう十分な配慮が払われております。また入国の制限事由及び退去強制事由は、本来その国の国内事項ではありますが、いずれも先進諸国の例にならつて合理性のある規定を設けております。さらにこれらの処分は、すべて行政処分によつて決定されますが、その手続は、人権保障を旨とし、民主的な運営を期しております。本邦に在留する外国人の管理につきましては、個々の在留資格及び在留期間を定めて、著しい逸脱のないよう規制いたしております。最後に日本人の出国、帰国についても、その方法を規定して、密出国のないよう注意を払つております。

入国管理庁設置令につきましては、出入国管理令施行に伴つて生ずる権限、事務等を能率的に運営せんとするものでありまして、出入国の管理に関する任務を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関としての立場を明らかにし、本庁には長官官房、実施部及び審判調査部を置き、それらの任務を定め、付属機関としては入国管理庁研修所及び入国者収容所を設け、特に研修所におきましては、出入国の管理という新しい重大職責、すなわち外国人を相手に直接いろいろ行政手続をするにはきわめて困難な上に、日本の対外的評価にも関連いたします。この機関として重大な責任を伴う仕事でありますので、経験者のいないこの分野に有能な職員を養成することを期しております。

さらに地方支分部局として現在全国に十一箇所の出張所を設け、全国の海港、空港を管轄しまして、これに入国審査官及び入国警備官を配置いたして、それらに必要な任務を遂行させ、最後に関係行政機関の協力に関する規定を設けて、この仕事が円滑に運用できるようにいたしてあります。

今般昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に伴ひまして、外務省関係のボツダム命令のうち、特にこの二政令のみを一部改正の上、法律化したそうとする政府の意図は、以上申し上げました通り、あくまでもこの二政令が国際慣行に一致するように立案されたものであり、わが国が平和條約発効後に国際社会の一員となつた場合におきまして、このまま法律として効力を有せしめましても決して不都合はないものと信じ、ここに本法律案として提案いたしました次第であります。

第三に最近問題となつております朝鮮人及び台湾人と、出入国管理令との関係を申し上げます。昨年十一月管理令が施行された当時、朝鮮人、台湾人はその特殊な国内法上の地位にかんがみ、管理令の適用から除外し、従前通り外国人登録令を適用することとしたしました。しかしながら平和條約発効後これらの者は日本の国籍を離脱し、外国人となるわけであります。出入国管理令の適用については一般外国人と同等の取扱ひをし、差別待遇はしないことを原則といたしますが、その特殊性にかんがみ、国籍の転換に際し適切な経過措置は必要であると考へます。その内容につきましては目下進行中の日韓会談で話し合ひが行われておりますので、その結果が決定次第別に法律をもつて規定することとし、それまではとりあえず平和條約発効後引続き本邦に居住できるように、今回提案した法律で規定を設けておる次第であります。朝鮮人、台湾人に対し、国籍転換に際し管理令上いかなる取扱ひをするかは、日韓会談の結果を待たねばなりません。め度次第であります。政府としましては、現在日本に居住する朝鮮人、台湾人に対し、人道に反するような不当な取扱ひをする意図はまったくなく、従つてこれらの人たちが善良なる外国人である限り、日本における居住は確保されるのであります。従来ややもすれば政府の真意を曲解する向きがあることはまことに遺憾にたえません。

最後に平和條約発効に伴ひまして、現在連合国最高司令官の有する外国人の日本への入国許可の権限もなくなくなり、名実ともに国際社会の一員として、日本政府が自主的に外国人の管理事務を遂行することとなりますが、その責任官庁たる入国管理庁としては、その沿革に示された人権尊重の根本精神を堅持し、慎重な態度をもつて今後神の事柄に処して遺憾なきを期して参りたいと存じます。

以上で概略の説明を終りました。次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の内容について御説明申し上げます。

第一條は、出入国管理令の一部改正でございますが、第一の外国人の定義の改正につきましては、従来連合国の軍隊の將兵、連合国占領軍に公に付属する者、連合国占領軍に随伴してその要務に服する者、連合国人であつて連合国の公務を帯びて本邦に入る者及びこれらの者に随伴するその配偶者、直系血族、兄弟姉妹等いわゆる占領軍関係者が一切除外されておりましたのであります。平和條約発効後においては、これらの占領軍関係者を政令上から削除することは、当然の措置と考へます。

第二の在留資格の取得の規定につきましては、日本人が外国人となつた場合または出生その他の事由によつて、まだ在留資格を持たないで事実上本邦に在留することとなつた場合において、現行の出入国管理令では、取扱ひができないので、かかる場合にすみやかに在留資格を取得せしめんとする規定をこの際特になしく設けたのでございます。その方法につきましては第二十二條の二第一項におきまして、かかる場合はとりあえず在留資格を要せずして六十日以内在留することができるとし、第二項において出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に在留資格の取得を申請せしめることとし、第三項及び第四項におきまして、その申請に必要な事項及び許可の方法等に関する第二十條及び第二十二條の規定を適用いたしてあります。

第三の第二十三條の改正及び第四の第二十四條第一項第四号への改正は、別に今国会に提出いたしました外国人登録法案に関連する改正でございます。

第五の第二十四條第一項に新たな第七項を加へたことは、前に述べました第二十二條の二の規定に違反して許可を受けないで、六十日を経過して在留した者を退去強制せんとする規定であり、第六の第七十條に新たな第八項を加へたこともまた第五と同様に不法在留として、処罰せんとする規定であります。

第七の附則第一項但書の削除は、従来日本領事官等の査証が行われなかつたので、経過規定として設けられていた規定を、平和條約発効後は必要ないものと認めて削除したものであります。

第八は附則第三項から附則第十八項までの削除であります。これは連合国最高司令官の入国許可権が、出入国管理令施行と同時に日本側にもどる見込みで、その場合の経過規定を書いていたのであります。ところが、連合国側の都合によりましてそれが延びてしまつたので、実際は無意味になつてしまつたのであります。そこでこの際これを削除いたし、次に御説明申し上げますこの法律案の第二條におきまして新たに規定したいと存じてあります。

次に第二條は、出入国管理令の一部改正に伴う経過規定でございますが、前に申し上げました通り連合国最高司令官の入国許可権の停止に伴ひまして、その許可を得てすでに本邦に在留

している外国人にいかようにして出入国管理令を適用して行くかについて詳細に規定いたしております。ここで特に申し上げたいことは、日本国との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱するいわゆる朝鮮人、台湾人の取扱

いでございすが、これらの新たに外国人となる者に対し、出入国管理令の適用については一般外国人と同時にし、差別的待遇はしないことを原則といたしますが、その特殊性にかんがみまして、国籍の転換に際し適切な経過措置をとることは必要であると考へまして、これらの人々を二つに分けて、昭和二十年九月二日以前から引続き本邦に在留していた者については、別に法律で定めるまでは、そのまま在留資格を有することなく在留せしめ、たとえば日韓会談等によりまして、これらの措置がきまりました後に、新たに法律をもつて規定いたすこととし、同年九月三日以後に入国した者についてのみ、この際一般外国人と同様に規制することとしたしております。

さてその第二條の第一項は、連合国の最高司令官の許可を得て本邦に入国した者、終戦前から引続き外国人として本邦に在留する者及びいわゆる朝鮮人、台湾人で終戦後本邦に入国し、現に外国人登録証明書を所持している者に対して、出入国管理令第二十二條の第二項の特例を設けて、六月そのま

ま在留を認め、第二項において、これらの者で六月を越えて在留しようとする者に対して、やはり出入国管理令第二十二條の第二項の特例を設けて、三月以内に在留資格の取得の申請をな

さしめんとするものであります。第三項は、連合国最高司令官からすでに発給された入国許可書は、出入国管理令の適用について、日本国領事官等の査証とみなして処理することとしたしております。

第四項は、連合国最高司令官からすでに許可された再入国許可書は出入国管理令の適用について、同令における再入国許可書とみなして処理することとしたしております。

第五項においては、前項の再入国許可を受けて出国しようとする外国人及びすでに出国している外国人について、第一項の規定にかかわらず、再入国した際に在留資格及び在留期間を決定するものと規定いたしております。

第六項は、前に述べました終戦前から在留したいいわゆる朝鮮人、台湾人についての規定を置いて、政府の考え方を明確にしておるのであります。

法案の第三條は、入国管理庁設置令の一部改正でございますが、この内容は、その一は、外国人登録令の廃止に伴う改正、その二は、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令の廃止に伴う改正、その三は、札幌出張所の増設であります。最後の札幌出張所の増設につきましては、予算措置もできておりますので、北海道の重要性にかんがみ、早急に実現いたしたいと考えております。

法案の第四條は、将来存続すべき命令について規定いたしましたのであります。が、出入国管理令及び入国管理庁設置令は、第一條及び第三條におきまして改正いたしましたものを将来そのまます存続せしめたいと考えております。

法案の第五條は、命令の廃止でございますが、提案理由で申し上げました通りでございますので、あらためて御説明するまでもないと思ひます。

附則については、第一項は、この法律の施行の日を「日本国との平和條約の最初の効力発生の日」といたしましたことは、今国会に各省ごとに提案いたしておりますポツダム政令の措置に関する法律案と同様であります。ただ先ほど申し上げました入国管理庁設置令の改正中、札幌出張所の増設に關しましては、会計年度との關係上、昭和二十七年四月一日から施行いたしましたと思ひます。

附則の第二項、外務省設置法の一部改正でございますが、第四條第二十号に入国管理庁關係の権限を規定しておりますのを、今回この法律によつて、關係法令に改正が行われますので、これに關連いたしまして、この際同時に改正を行い、明確にいたしたいと考えた次第でございます。

以上で簡單ではございますが、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案の内容についての御説明を終らせていただきます。

次に外国人登録法案の内容について御説明申し上げます。

この法案は、現在施行されておりますポツダム政令、すなわち外国人登録令を廃止いたしまして、新たにこれにかわるものとしての内容を有するものであります。

この法案のおもな点をあげますと、在留外国人は一定期間内に市町村長に對し登録を申請しなければならぬこと、市町村長は、外国人の呈示する旅

券に基いて正規入国者たることを確認して登録証明書を交付すること、外国人はその登録証明書が毀損又は汚損したり、あるいは紛失したりした場合に、あらためて市町村長に對して交付を申請しなければならぬこと、外国人は、住所を変更したり、その他最初の登録事項に変更を生じた場合には、登録証明書の書きかえを申請しなければならぬこと、外国人が病氣その他の理由によつて申請ができなるときは、代理人がそれをしなければならぬこと等でありすが、以下この法案を逐條的に説明いたしますと、次の通りであります。

第一條におきましては、外国人登録法を制定する目的を規定し、第二條におきましては、この法律の適用を受けます外国人の定義を規定して、この中に、外国人の国籍を二つ以上持つてゐる外国人の場合、登録証明書に記載する国籍は、本人の持つてゐる旅券のうちに最も新しいものに基いて登録証明書の国籍とする旨を規定して取扱ひ上の明確を期したわけでありすが、外国人の定義の中から出入国管理令の規定による各種の特別上陸許可を受けた者を除きましたのは、これらの外国人は、日本に在留する意圖を持たないし、かつ特別の目的から短期間上陸するだけであるからであります。その他、外交官及びその家族は一般國際法の原則に従ひ、また駐留軍關係者は行政協定の規定によることにいたしましたし、言及してありません。

第三條におきましては、在留外国人が登録を申請する期間と申請に必要な書類を明示するとともに、申請を受理する機關を定めております。特に、第

一項におきまして、今まで外国人でなかつた者が日本において新たに外国人になつたときは、三十日以内に申請することにしたしております。第二項におきましては、十四歳以下の者には写真の提出を除外してあります。この條の第三項におきましては、やむを得ない事由があるときは、都道府県知事が前記申請期間を延長することができることを規定いたしております。

第四項と第五項におきましては、日本において外国人の子が生れた場合には、その子のために申請してやらなければならない者を明示いたしております。

第四條におきましては、登録の申請があつたときは、市町村長は、まず第一に、その外国人に關して一定の事項を記載した登録原票を作成することを規定いたしております。この登録原票は、常に市町村の事務所に備えておきまして他へ持ち出してはならないことを第四項におきまして規定いたしております。

第二項と第三項におきましては、登録原票の写しが、都道府県と入国管理庁にも備えておかれるものであることを規定いたしております。

第五項、第六項及び第七項におきましては、市町村長は登録原票の記載事項につきまして、不審な点がありした場合に、必要によつては、その吏員をして事實の調査を行わせることができることを規定しております。

第五條におきましては、市町村長は、この法律の規定に従つた登録の申請者に対しては、登録証明書を交付しなければならないことを規定いたしております。

八

第六條におきましては、外国人がその所持する登録証明書が非常によごれたり、破れたりして、証明書の目的に沿わないようになりまたはときは、一定の書類を提出し、新しい登録証明書と交換しなければならぬことを規定いたしてあります。これらのことを引きかえ交付と申しております。

第七條におきましては、外国人が登録証明書そのものを失つたり盗まれたりした場合も、第六條の場合と同じように必要書類を提出して、新たに登録証明書の交付を受けることができることを規定いたしてあります。このことを再交付と申しております。

第三項におきましては、再交付の場合、引きかえ交付の場合と異なつて、古い証明書がないわけでありまして、その外国人につきましては、これにて二通の登録証明書を交付することにいたしますので、取扱いは慎重にし、市町村長は事情を調べた上、都道府県知事に上申し、その許可があつたときのみ再交付ができるようにいたしてあります。

第八條におきましては、外国人が居住地を変更する場合の手續を規定いたしてあります。

第九條におきましては、本人の意思とかかわりなく行われる居住地の変更、すなわち都道府県または市町村の廃置分合や境界変更があつたことによる当該外国人の居住地の変更がありますが、この場合の手續を規定いたしてあります。

第十條におきましては、居住地変更の場合以外に、登録事項に変更が生じた場合、やはり十四日以内に登録証明書を提出して書きかえてもらわなければならないことを規定いたしてあります。

第十一條におきましては、交付いたしました登録証明書は、二年間有効であること、及び二年の有効期間が満了する一箇月前にその登録証明書を市町村長に返納し、第三條に規定いたしました最初の登録の申請と同じ手續をとつて新しい登録証明書の交付を受けることを規定いたしてあります。

第十二條におきましては、外国人は日本から出国するときは、もはやその登録証明書は必要なくなつたものであるから、開港場において出国者の旅券に証印を押す入国審査官に返して出ることと規定いたしてあります。

くとも違反に問われないことを規定いたしてあるものであります。従いまし

て、登録証明書の携帶は、外国人登録法のこの規定のみならず、出入国管理令第二十三條の規定の違反にもならぬわけでありまして。

第二項におきましては登録証明書の常時携帶義務につきまして、入国審査官、入国警備官、警察官、警察吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他の者が、場合によつては外国人に対し登録証書の呈示を要求することによつて、その履行を確保いたすことを規定しております。この呈示要求権者とし

ては、右にあげた者のほかに、経済調査官が麻薬統制官及び外国人登録事務に携わる地方公共団体の職員を予定いたしてあります。

第十四條は、指紋の押捺の規定であります。外国人は登録証明書の交付を申請するとき、引きかえ交付を申請するとき、再交付の申請をするとき、また有効期間が満了して、あらためて新しい登録証明書の交付を申請するときには、申請書、登録原票、登録証明書または一定様式の指紋原紙に指紋を押捺しなければならぬことを規定しております。この規定は登録に關しては初めての試みでありまして、後に御説明いたしますように、実施の日や実施手續はすべて政令に譲りまして慎重を期してあるわけでありまして。

第十五條におきましては、これまで御説明いたしました申請、届出、返納等の行為に關しまして、もし、外国人が十四歳に満たない場合とか、病氣その他の事故のため、自分自身でこれを行うことができない場合には、一定の代理人が一定の順序で当該外国人にか

わつてこれを行うことを規定しております。

第十六條におきましては、市町村長が、外国人の居住地の変更及び居住地以外の登録事項の変更に基づいた申請によつて、登録原票の書きかえを行つた場合には、そのことを都道府県知事と入国管理庁長官に通知して、さきに、第四條におきまして御説明いたしました登録原票の写しを原票に一致させておくことを規定しております。

第十七條におきましては、申請、交付、返納及び届出の手續とこれに必要な各種書類の様式を規定しております。

第十八條及び第十九條におきましては、この法律の規定に違反した外国人に關する罰則を規定しております。

第二十條におきましては、過料を科す裁判所の管轄を規定しております。

附則の第一項におきましては、この法律の施行の日を平和條約発効の日にいたしてありますが、さきに御説明いたしましたように、指紋押捺の規定と、その違反に対する罰則の規定は、別に政令で定めることにいたしております。従いまして、この法律が施行されましても、指紋に關する二つの條文は必ずしも施行されることにはならないわけでありまして。すべて政令の公布にまつわけでありまして。

附則第二項におきましては、ポツダム政令である現行の外国人登録令を廃止することを規定しております。

以下はこの法律の実施に伴いまして、外国人登録令の廃止との間に生ずる過渡的なギャップに対処するための処置を規定いたしておるわけでございます。

以上簡單でございますが、外国人登録法案の御説明を終る次第でございます。

○仲内委員長 それではこれより質疑を許します。

○戸叶委員 議事進行について。質疑に入ります前に、私ひとつお願いがあるのですが、先ほど林委員から公聴会を開くか、あるいは参考人の喚問をするなどの動議が提出されましたが、この法案は非常に影響が大きい法案であると思ひますのと、それから先輩の植原委員も、これは基本的人権問題に觸れるから民主的に扱うようにというような御発言もございました。そうしてまた政府の方は、非常に急いでこの法案を上げようとしていらつしやるようでありますので、ぜひ動議の点を早くきめておいていただきまして、もしも参考人を呼びになるのであれば早く手續された方がよいと思ひますから、質疑に入る前に一應理事会を開いて、その動議のことを相談していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○仲内委員長 理事会は明日の朝、まだ法務委員会との合同審議の問題もありまして、いろいろ御相談した上でお諮りしたいと思ひます。

○戸叶委員 しかし参考人をもしも呼ぶといふいたしましたならば、早く連絡をした方がいいのじやないかと思ひます。そういう意味で、その点だけでも一應御相談願ひたいと思ひます。

○仲内委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○仲内委員長 速記を始めてください。

それではこれより質疑を許します。
戸叶里子君。

○戸叶委員 それでは委員長に、もしもこの法案を早く上げなければならぬといふとすれば、なるべく早く今の動議の問題も解決した方がよいと思ひますから、きょう中に理事会で参考人を呼ぶか呼ばないかを決定していただきたいと思ひます。

質疑に入りますが、一方におきまして外国人登録令というものが、今回登録法案となつて提出されておりますけれども、片一方の出入国管理令は、依然として政令を法律にかえるという形で提出されております。どうして出入国管理令というものを法律として提出して、民主的に国会で逐條審議をなさうと思ひないかということをお願いしたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねはまことにどうもなお話でありまして、まず外国人登録法案を先に出したかというのを先に御説明いたしますと、外国人登録令は二つの内容が入つております。一つは、最高司令官が許可をした者でなければ、日本の中に入れば入れないという、いわゆる外国人の管理の規定、その二は、中に入りました外国人を登録する、いわゆる住民登録と同じような登録をするという二つの規定があつたわけでありまして、今回最高司令官の権限がなくなりまして、いわゆる外国人登録令のうちのと半分だけが残ることになるわけでありまして、要するに外国人登録令は根本的に形がかわつたという意味で、新しく法律案にいたしましたわけでありまして、出入国管理令の方は、大体最高司令官が日本に権限を委

譲するという前提のもとに、昨年の十一月一日から施行いたしておる法令でございまして、実施後まだ日淺く、これをりつばな法律案に書きかえまして出すのには、まだ実績その他につきまして研究を要する点もございまして、時期で見まして新しい法律案にして、さらに国会で御審議をお願いしたいと思つておる次第であります。

○戸叶委員 今回の御説明によりまして、この出入国管理令がすでに出されておつて、ただ占領軍がしりぞいたあとを引受けるのであつて、まだこれは新しいからそのままでいいというふうなお話でございましたが、これを見ましたときに、ずいぶんその内容で私もかえていたかなければならぬという感じがたつたかと思ひます。そういうふうな観点に立ちまして、なるべく早い機会に、もしもこれが不当であるということにお気づきになつたならば、かえていただける見通しがあるかどうかをお願いしたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 先ほど来申し上げましたように、出入国管理令の根本原則は、国際慣例によりまして民主的な外国人の扱いをするという線に出ておりますので、その原則に關しまして変更を要するものは一つもないと存じます。ただ日本としても新しい制度でございまして、實際やつてみますと、いろいろ手続その他の点につきまして、修正を要する箇所も実はあるように存じております。十一月一日から施行いたしまして、まだもう少し経験を積んだ上で改正をいたしたい。われわれの希望をいたしましては、準備の

でき次第という意味で、あと半年か一年もしましたならば、当然改正をいたさなければならぬ時期になると思ひます。

○戸叶委員 委員会の質疑を聞きになつていらつしやると、大体修正を要しなければならぬということにお気づきになつて来ると思ひますので、そういう意味からなるべく早くいろいろ修正していただきたいのと、それからまたそういう意味からいいますと、各委員の意見を十分に聞いていただきたいということをお願いしたいと思います。

このボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案という中の二十二條の二の「日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由に因り」と書いてございまして、子供が生まれた場合に、その子供は自分でいろいろな手続はとてできないかと思ひます。そこで親なり、保護者がこれをやるにいたしまして、もしもその子供に間違ひが起きた場合、あるいはまた登録証明書の期限が切れたというような場合に、強制送還のようなことが起るのじやないかと思ひますが、その場合に子供を向うへ返ししても、だれも保護者がなくなつてしまふ。そこでそういう子供のことに對しての保護規定が何もしないでいていないかと思ひますが、その点はどうかですか。

○鈴木(一)政府委員 そういう問題につきましては、いずれ外務省令で定めまして、遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○戸叶委員 それでは少しお過ぎるのじやないかと思ひます。初めこう

いう法律をつくつておいて、あとから考へて外務省令でもつて遺憾のないようにするのじや、少したよりないような気がするのですが、どうでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 二十二條の二の二項のところをございまして、外務省令の定めるところによつて、そういう点を考慮した上で遺憾のないようにしたいというふうな考えです。

○戸叶委員 外務省令でどういふふうにおきめるおつもりでしょうか。

○鈴木(政)政府委員 私からお答えを申し上げます。実は出入国管理令の全般的な建前をいたしまして、十四歳未満のいわゆる未成年者に関するとして、出入国に關する場合とか、いろいろと申請をしなければならぬ場合が多々出て来るわけでありまして、管理令の建前をいたしましては、子供が申請する義務がある、こういう建前を一応とつておるわけでありまして、その点につきまして、いろいろと實際無理が生ずることとは十分私も承知いたしております。従ひまして二十二條の二の場合も同様の子供が生れたときには、法律上は子供が申請することに一応建前をとつております。しかしながらこれは實際上もちろん無理なことでございまして、省令をもちましてその父母なり、あるいは父母がいない場合にはだれかというふうな代理申請義務者と申しまして、そういうものを省令で定めるように考へております。將來はこういう点をもう少しはつきりとしたことに法律上もいたした方がよいということでは私も十分考へておりますので、先ほど長官から御説明がありましたように、全般的にいろいろな手続上の不備

な点とか、そういうことを改正する機会にもう一度考へ直してみたい、かように考へておるわけでありまして、もう一つの御質問の点の、そういうた者が申請しなかつた場合の保護とか、そういう点につきましては、これは法律上は十四歳未満は未成年でございまして、罰則の適用はない。ただ建前上はそういう者の父母なり何なりが申請をしなかつた場合に、子供といへどもこの條項によりまして退去され得る立場になるわけでありまして、實際問題としては、これは簡単に退去強制できるものでもございまして、その場合に代理義務者がはたして悪意を持つておるかとかいふやうな点も十分考へまして、生れたばかりの子供を退去強制するということは實際の上あり得ないこととございまして、この点は運用によりまして十分まかなつて行けるのじやないか、かように考へておる次第でございまして。

○戸叶委員 そういう不備な点になるべく早く完備していただきたいと思ひます。もう一つそこにあります「その他の事由に因り」というのは、これはどういふことをさしておるかを伺ひたい。

○鈴木(一)政府委員 「その他の事由」というのは、たとえば行政協定によりまして駐留軍に従つて正當に入つて参りました人たつとか、軍籍を離れて一般の外国人になつたというふうな場合を考へております。

○戸叶委員 それでは議和発効後に、ソ連の代表部にいた人の中には手続を経ることなくして本邦に在留することになる人たつちもおりますが、これもこの適用を受けるわけでしょうか。

○鈴木(一)政府委員 原則的に申しますれば、そういうことにならうかと思はれますが、ソ連関係の方々につきましては、まだお答え申し上げるところでまで行つていないように思います。

○戸叶委員 第二條第六項に「出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところにより」とありますが、その「法律」というのはどういふ法律であるのか、それからもう一つ具体的に、これは何か日韓協定と関係があるかないかを伺いたいです。

○鈴木(一)政府委員 ただいまの第二條第六項につきましては、お尋ねの通りに日韓協定と非常な関係があるわけでございます。ここに「別に法律で定めるところにより」とあるこの法律は、要するに日韓協定の結論を得ました上で、昭和二十年九月二日以前から日本におられる朝鮮人、台湾人の人たちにつきまして、日本に特別に在留し得る旨の法律を出す、その特別に在留できるといふ内容、どういふ手続によつて在留できるかというようなことをこの法律で定めたいと存じます。従いまし、日韓協定の具体的なとりきめがすなわちこの法律の内容になるわけでございます。

○戸叶委員 三月四日の読売新聞によりますと、日韓兩國で了解がなり、そして在日朝鮮人は韓国籍として認め、この人たちが日本に永住しようとする場合に、「議和発効後二年以内に韓国駐日代表部から旅券にかゝる韓国籍証明書と昭和二十年九月二日以前から日本に在住している旨の証明書の発給を受け、それらの証明書とともに日本政府に永住許可の申請を行う、日本政府は

これらの者に對し一年以内に無條件に永住許可権を与える」といふふうに書いてありますが、もしこれが事実といふと、日本が政府がかつてに韓国籍を持つ者にのみ有利にしてやるといふような意味になり、ほかの国の内政干渉といふようなことになつて、これは非常に行き過ぎになるのじやないかと思ひます。またこうすることによつて、今韓国の国籍を有する者が大体二割くらい、北朝鮮の国籍を有する者が約八割くらいと言われております。

その兩者の間の対立を助長するように思ひますけれども、その辺について政府の御見解を伺いたい。大体韓国の籍にある者は二割、それから北朝鮮の籍にある者が八割、この数字は間違つておるかも知れませんが、もし間違つていたら御訂正願ひたいと思ひます。そういうふうな問題に對しての政府の御見解を伺いたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 日韓協定の内容につきましては、まだ発表申し上げるところまで行つておらないようでございますので、十分に御納得の行く説明はできませんのでございますが、この法律案に關します限りは、講話発効と同時に、かつて日本人でありました朝鮮、台湾の人たちが日本におつた人たちは、日本の国籍を離れるといふことにつきましては、これは疑ひのないこととてございまして、その前にその人たちが韓国籍をとるかどうかといふ問題は、この管理令が問題になつております。ただいまは定まらないでもいい問題であります。要するに現在御審議を願つております管理令におきましては、日本国籍を離れるといふことだけでもつて処理できます段階でございます。

して、日韓協定の内容いかんによりまして、韓国籍をどういふふうにするかといふことが具体的にわかつて来ると思ひます。それまではここにありましように、出入国管理令としては日本国籍を離れるといふ根拠に立つて考へておるといふ段階でございます。

○戸叶委員 それではこの新聞の記事は臆測であつて、まだそういうことは心配することはないといふふうに了承してよろしうございませうか。

○鈴木(一)政府委員 新聞に報道されました点につきましては、日韓間に大体歩み寄りができておるようでございますが、いわゆる條約上でいへば文字を使ひます、その表現方法が非常にむづかしいのでありまして、大体筋はそういう方向に來つたところがあると思いますが、最後の仕上げのところはまだ決定じやないかと思ひます。

○林(百)委員 ちよつと関連して、講和條約によつて日本の国籍を失う人たちの国の国籍を見ますと、われ／＼の考えから言つて、中国の人民の人たちは圧倒的に中華人民共和國を支持してゐると思ひますし、また朝鮮でも朝鮮人民共和國を圧倒的に支持してゐるとわれ／＼は考へております。従つて李承晩あるいは蔣介石は、すでに獨立して國際的な外交關係を持ち得る政權とはわれ／＼は考へておらないわけですが、要するに中国では、たとえば蔣介石政權のことを國府殘存グループといふような名前前で呼んでおります。李承晩に至つては、韓国の國會ですでに李承晩を拒否してゐるような決議すらされておるといふ状態であります。しかしどういふことか、日本政府は好んでこ

ういふ幽霊的な亡命政權と外交關係を結ぼうとしてゐるのはわれ／＼の承解に苦しむところでありまして、しかしかりに放府の立場に立つたといふして、將來日本の国籍を失つた在日朝鮮の諸君、あるいは在日台湾あるいは中国の諸君が、日本と外交關係を持たない中華人民共和國あるいは朝鮮人民共和國の国籍を選択するといふ自由はこゝで保障されているのかどうか。もしそれを拒否した場合に強制送還といふようなことをするかしんないのか。もしするとすれば、一体どこへ送り返すのか。われ／＼は朝鮮人民共和國あるいは中華人民共和國と外交關係を持つていないのでありますから、この国籍を選んだ人をどこへ一休送るのか、それをばつたりきしてしまひたい。そのことについて日華、日韓の各條約の中で今どういふふうにかんがへられてゐるのか、この問題がわからなかつたならば、われ／＼はこの問題を全然審議することができないわけでは

ありません。大韓民國の國內法で決定する問題であらうと思ひますが、それから拒否した場合にどうなるかといふようなことではございませうが、拒否しただけでただちに送還とかどうとかいふことはございませう。しかし將來日本にやつとおりますためには、永住許可の登録が必要になつて来るわけでありまして、そのときにやはり国籍のない者かどうかといふようなことによりまして問題になつて来るわけであらうと思ひます。しかしいづれにいたしましても、ただいまの日韓協定等によりまして、国籍の離脱と同時にただちにそれらの人が送還されるかどうかといふことはないのであります。ただいま提案しております法律案によりまして引続き在日が認められておりますし、今回の日韓協定によりまして、さらにその後の措置等につきましても、會議の結果によりまして一応また適当な措置がとられるのではないかと、かように思つております。

○鈴木(一)政府委員 たいはいりい

○石原(幹)政府委員 たいはいりい

○林(百)委員 今のお話によりまして、韓国籍を持たない者は国籍のない者になるというのですが、それでは国籍のない者は送還するわけにも行きませんから——送還といふのは、その人の国籍のある所、あるいはその人の居住のある所に送還するといふことになつておるわけですから、そうすると国籍のない人は日本に永住を許可できるといふことになるのですか、それをはつきりしておきたいと思ひます。私の今言つたことをもう少し整理いたしますと、要するに韓国も國際的に認められた政權かもしれませんが、朝鮮に關す

る限りは、三十八度線を境にして、朝鮮人民共和國政權も國際的には認められてゐる政權なのですから、朝鮮の諸君がいずれ側の政權を支持するかということは自由だと思ひます。従つて、自分は韓國の政權を支持しない、朝鮮人民共和國の政權を支持する、すなわちその國籍を選ぶという自由は朝鮮の諸君にあると思ひますが、これは認められるかどうか。要するに、國籍選択の自由は日本政府として認められるかどうか。その場合、日本と外交關係を結んでいない側の政權を支持する者に對しては、強制送還というような強圧的な手段をとらないのかどうか、これが第二点。第三点としては、日本と外交關係を持たない政權を選択する者については、日本政府はこれを國籍のない者とみなすのかどうか。國籍のない者だつたら送還する先もないということになる。これは當然日本に置くよりほかしかたがないということになるのでありますが、その三点についても少し明快な答弁をお聞きしたいと思ふ。適当な措置、適当な措置と言いますが、在日朝鮮人の諸君が一番心配しているのはその問題なんでありまうか。

定される、こういうことになるのである。つまり、それらの人の向うの國籍のとり方とかどうかということ、いろいろさしずしたりどうこうするということ、日本政府としてはできないことであらうと思ひます。

○林(國)委員 それでは、韓國で在日朝鮮人の國籍をどうきめるかというところがきまるまでは、この問題の審議はできないじやありませんか。それでいいのですか。また、韓國だけで北朝鮮の人たちの國籍まできめる権限があるのですか。韓國が朝鮮全部を支配するといふことは國際的にも認められていないことであらうから、韓國だけで在日朝鮮人の諸君の問題、朝鮮の人の全部の國籍がきまるはずはないわけでありまう。だから、朝鮮に統一した政權ができるなり、その問題について統一した結論が出るまでは、われ／＼は日本に在る朝鮮の人たちの國籍の問題は審議できない。審議できないければ外国人から外国人でないかかわらないし、われ／＼はこの出入國管理令のことの審議もできないといふことになるわけでありまう。

○鈴木(一)政府委員 先ほど来申し上げましたように、この管理令におきましては、日本に在る朝鮮の人たちが平和條約締結と同時に日本の國籍を離れるといふ前提で、この法案を御審議願つてゐるわけでありまして、その先にそれが韓國籍になるかどうかであるかといふことまで論議しないでも、この法案の御審議が願えるつもりで出しているわけでありまう。と申しますのは、この第二條の六項にございますやうに、昭和二十年九月二日以前から日本にいた朝鮮、台灣の人たちは、外国人

になるけれども、在留資格を有することなしに本邦に在留できるといふこととございまして、要するに現状のまま日本におられるといふことなのであります。それでその國籍問題をどうきめるかといふことにつきましては、日韓會議なり基本條約によつてきめるといふことになるわけにございまして。

○戸叶委員 次に第二十四條の強制退去の問題ですけれども、これは諸外國の例をとつてみますと、ちようど移民法に該当すると思われまう。その移民法の禁止規定は相當きびしいものでありますから、そういう意味から言いまうと、この條項は、「左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手續により、本邦からの退去を強制することができ。」と書いてあります。その「できる」といふ意味は必ずしも「する」といふことは違ふと思ふのです。けれどもまた一方から考へてみますと、非常にあまいいにもとれるのでありまして、結局人情のあつたりつばな行政官が法を運籌すればいいのですけれども、末端に行きまうとはな／＼よい人ばかりはいないと思ふのです。そこで相當の注意を要すると思ふのです。なぜ私がこゝにいふことを申し上げるかと申しますと、最近いろいろな方からの陳情を受けるのであります。この出入國管理令が出るということが発表されましたから非常に朝鮮の人、あるいはまた中國の人が住みにくくなつた、今まで商売をしておつた人たちが相手にされなくなつたり、あるいは金融關係もうまく自分たちの思ふように行かない、またある婦人たちは、あなたは朝鮮人だとか、あなたは中國人だといふので、警察官なり私

服の人などが、非常にその人の動作といふものを監視して、近所へ行つて、ゆうべはおそ／＼帰つたやうだけれども、一体何をしておつたかといふやうなことまで、いろいろと遠くの方から非常に干渉するので、とても住みにくくなつて困つた、といふやうな訴えを私は聞くのでございまして。従つてそういう意味から、また基本的人權の尊重といふ意味からいつて、これはゆゆしい問題じやないかと思ひます。もちろん私も終戦後いろいろ迷惑をかへられたこともありますが、個人的には私もひどい目にあつたこともありまうけれども、それは個人的問題でありまして、アジア全体の立場から見まうしたときに、もつと日本の國が大きな観点に立つて行かなければならないと思ふのです。そういう意味から言いまうしても、この強制退去の問題で「することができ。」と書いてはありますもの、末端の人の運用によりましては、こゝに行き過ぎが多いのではないかとと思ひますが、その点に關してのお考えを伺いたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 管理令の第二十四條は、退去強制をいたします理由を掲げてございまして、これはこの法律が實施になりました後において、たとへば犯罪を犯したといふやうな者を強制退去させるといふやうな場合におきましては、この法律が適用されて、その後犯した場合にこれにかかるといふこととがあるわけにございまして。今までの何か悪いことをしてゐた、あるいは処罰を受けたといふことだけで、これに於て送り返すといふ規定ではないの、こゝにございまして、おそ／＼い／＼不安を感じておられる方は、この法律が

はつきりおわかりにならない点もあるといふやうなことで不安をお持ちになつてゐると思ひますが、この運用につきましては、政府といたしまして人権を尊重しますし、やたらに不安を起させるといふやうなことはいたしません。こゝの法をつくりました精神から申しましても、みだりにつかまえて返すといふことが建前ではないのであります。世界各國でやつております通りに、その國の外国人並びに内國人がみな健全に、健康に住みたい、その秩序なり健康なりに害のある外国人には帰つてもらふといふだけでありまして、それ以上に警察力を発動してどうこうするといふことはあり得ないことであらう。特に昔のい／＼の外事警察といふことではなしに、管理庁ができましたもの、そういう外国人の人権を民主的に尊重するといふ趣旨でできたのでございまして、この法の運用その他を順次やつて参ります。ただいまお話がございましたやうな不安な感じをすることができるといふことにならうと思ひます。

○戸叶委員 ただいま長官のおつしやつた通りであるとしますならば、何も心配はないと思ふのですけれども、この法案を讀んだ人の方がかえつて不安を感じてゐるわけですね。それはたとへばこの第二十四條の中の「貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつてゐるもの」といふやうな要保護者とか、あるいはまた「(1)に公務員に暴行を加へ、」云々と書いてありますけれども、この暴行といふものがちよつとさつたぐらゐりかどうかといふやうな、暴行といふ程度もわからなかつたりい／＼あ

○石原(幹)政府委員 これはただいまも一応お答えしたつもりであります。が、要するに今回の平和條約の締結に伴ひまして朝鮮の獨立が行われ、それに伴つて、いわゆる日本の韓國籍の人は日本の國籍は離脱するのであります。が、その人がどうなるかといふことは、これは相手國の大韓民國の國內問題であらうと思ひます。向うの國籍法といひますか、向うの法律でどういふ決定をいたしますか、それに従つて決

○鈴木(一)政府委員 先ほど来申し上げましたように、この管理令におきましては、日本に在る朝鮮の人たちが平和條約締結と同時に日本の國籍を離れるといふ前提で、この法案を御審議願つてゐるわけでありまして、その先にそれが韓國籍になるかどうかであるかといふことまで論議しないでも、この法案の御審議が願えるつもりで出しているわけでありまう。と申しますのは、この第二條の六項にございますやうに、昭和二十年九月二日以前から日本にいた朝鮮、台灣の人たちは、外国人

になるけれども、在留資格を有することなしに本邦に在留できるといふこととございまして、要するに現状のまま日本におられるといふことなのであります。それでその國籍問題をどうきめるかといふことにつきましては、日韓會議なり基本條約によつてきめるといふことになるわけにございまして。

○戸叶委員 次に第二十四條の強制退去の問題ですけれども、これは諸外國の例をとつてみますと、ちようど移民法に該当すると思われまう。その移民法の禁止規定は相當きびしいものでありますから、そういう意味から言いまうと、この條項は、「左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手續により、本邦からの退去を強制することができ。」と書いてあります。その「できる」といふ意味は必ずしも「する」といふことは違ふと思ふのです。けれどもまた一方から考へてみますと、非常にあまいいにもとれるのでありまして、結局人情のあつたりつばな行政官が法を運籌すればいいのですけれども、末端に行きまうとはな／＼よい人ばかりはいないと思ふのです。そこで相當の注意を要すると思ふのです。なぜ私がこゝにいふことを申し上げるかと申しますと、最近いろいろな方からの陳情を受けるのであります。この出入國管理令が出るということが発表されましたから非常に朝鮮の人、あるいはまた中國の人が住みにくくなつた、今まで商売をしておつた人たちが相手にされなくなつたり、あるいは金融關係もうまく自分たちの思ふように行かない、またある婦人たちは、あなたは朝鮮人だとか、あなたは中國人だといふので、警察官なり私

服の人などが、非常にその人の動作といふものを監視して、近所へ行つて、ゆうべはおそ／＼帰つたやうだけれども、一体何をしておつたかといふやうなことまで、いろいろと遠くの方から非常に干渉するので、とても住みにくくなつて困つた、といふやうな訴えを私は聞くのでございまして。従つてそういう意味から、また基本的人權の尊重といふ意味からいつて、これはゆゆしい問題じやないかと思ひます。もちろん私も終戦後いろいろ迷惑をかへられたこともありますが、個人的には私もひどい目にあつたこともありまうけれども、それは個人的問題でありまして、アジア全体の立場から見まうしたときに、もつと日本の國が大きな観点に立つて行かなければならないと思ふのです。そういう意味から言いまうしても、この強制退去の問題で「することができ。」と書いてはありますもの、末端の人の運用によりましては、こゝに行き過ぎが多いのではないかとと思ひますが、その点に關してのお考えを伺いたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 管理令の第二十四條は、退去強制をいたします理由を掲げてございまして、これはこの法律が實施になりました後において、たとへば犯罪を犯したといふやうな者を強制退去させるといふやうな場合におきましては、この法律が適用されて、その後犯した場合にこれにかかるといふこととがあるわけにございまして。今までの何か悪いことをしてゐた、あるいは処罰を受けたといふことだけで、これに於て送り返すといふ規定ではないの、こゝにございまして、おそ／＼い／＼不安を感じておられる方は、この法律が

はつきりおわかりにならない点もあるといふやうなことで不安をお持ちになつてゐると思ひますが、この運用につきましては、政府といたしまして人権を尊重しますし、やたらに不安を起させるといふやうなことはいたしません。こゝの法をつくりました精神から申しましても、みだりにつかまえて返すといふことが建前ではないのであります。世界各國でやつております通りに、その國の外国人並びに内國人がみな健全に、健康に住みたい、その秩序なり健康なりに害のある外国人には帰つてもらふといふだけでありまして、それ以上に警察力を発動してどうこうするといふことはあり得ないことであらう。特に昔のい／＼の外事警察といふことではなしに、管理庁ができましたもの、そういう外国人の人権を民主的に尊重するといふ趣旨でできたのでございまして、この法の運用その他を順次やつて参ります。ただいまお話がございましたやうな不安な感じをすることができるといふことにならうと思ひます。

○戸叶委員 ただいま長官のおつしやつた通りであるとしますならば、何も心配はないと思ふのですけれども、この法案を讀んだ人の方がかえつて不安を感じてゐるわけですね。それはたとへばこの第二十四條の中の「貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつてゐるもの」といふやうな要保護者とか、あるいはまた「(1)に公務員に暴行を加へ、」云々と書いてありますけれども、この暴行といふものがちよつとさつたぐらゐりかどうかといふやうな、暴行といふ程度もわからなかつたりい／＼あ

りますので、非常に不安を感じておると思ひます。けれども今長官のおつしやつたような運用方法を誤りなく民主的に理解のある態度をもつてなさるのであるならばいいと思ひますが、その点は十分に気をつけていたかなければならないのじやないかと思ひます。

その他のこまかいことはいろいろありますが、それはあとにまわしまして、もう一、二点伺いたいことは、朝鮮事案が始まりましてから、日本におります韓国籍の人で動員された人があるかどうか、またいたしたならばどれくらいいたか、ということをおつしと伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねの前に、貧困者の問題が出ましたので、ちょうどよい機会でございますので、御参考におし上げたいと思ひますが、日韓会談の内容につきましては、まだ発表の段階に至っておりませんが、やはり韓国籍におきましても、貧困者であつて国または公共団体の負担になつてゐる者、いわゆる生活保護法の扶助を受けてゐる者が、受けておればただちに強制送還されるのではないかと、いふようなことを非常に宣伝をせられて、その点の不安を持つておられる方が大分あるようでありまして、日韓会談におきましても同様な議論が出たようでありまして、この点につきましては、われ／＼の方では毛頭そういうことは考へておらない。しかしながら、ただ考へておらないといふだけではいけない、運用にまかしてあるというだけではいけないといふので、おそろくこの問題につきましては、いよいよ強制送還に該当するといふことのきまります際には、両国間で協議を

して、どういふ者については返すといふような協議をするような措置をとるようには話が進んでおるようでございます。そういう意味におきまして、貧困者だから必ず返されるというところは絶対にないでありまして、この法律をつくりましたときに、われ／＼の考へておりましたことも、ただ貧乏であり、生活保護法の適用を受けたから返すといふことは考へていないので、特に先ほども申しましたように、日本の国内の健全な生活を阻害するようない、収容所に入れたにもかからぬような、いふような、どうにもならない人たちは、やはりそれを本国の責任において引取つてもらふといふことを考へておりますので、そういう人たちは返せないといふことになつては、これはまた困りますので、そういう人たちは返し得る規定を設けておるので、必ずしも貧困者だから返すといふことではないのでございます。

それからこちらにおつた人たちで、韓国籍の戦線に動員された人はいないかといふお尋ねでございますが、これはわれわれの方の関します限りにおいて、動員を受けて行つた人はいないようでございます。ただ居留民団におきまして、義勇軍を募つて、若干の人たちが向うに渡つておるといふことは承知しておりますが、その人員につきましては、ただいまわれ／＼の方ではわからないのでございます。

○戸叶委員 もう一点お伺ひしたいと思ひますが、第六十七條に、在留資格の変更をする場合は手数料を納付することになつております。一件について千円の場合もありますし、また永住許

可の場合は二千円ずつ納めることになつております。大体日本にゐる人たちを六十万と見ましても、約六億円くらいの収入があるわけでありまして、そういうものは外務省の予算の中に、何か使途がはつきりされておるかどうかを伺ひたいのです。

○鈴木(一)政府委員 ただいま、たとへば終戦前から日本にいた朝鮮、台湾の人たちが六十万、その人たちが永住許可を認められる際には、一件について二千円ずつとる、そういうお話がございましたが、われ／＼はそういうことは全然考へていないのでございまして、特にこれは新規に日本に永住を許可される場合の手数料でございます。終戦前から日本におられた特殊の關係の人たちには、これはもちろん適用いたさないつもりでございます。また規則もこれは適用を除外することになつております。

○林(百)委員 大抵野党側の委員としてはこれで打切つてもらいたいのでございます。なぜなら、一例を委員長に申し上げますと、台湾国府政權の支配にある領土は台湾と澎湖島と言ふのでしよう。そうすると、台湾と澎湖島以外のところから来ておる中国の人たちの国籍は、だれがきめるかといふ問題があるのです。それから韓国政權といふのはどこどこを支配する政權なのか。それもはつきりしないわけですね。まさか朝鮮全部とは言わぬでしょう。それから送還する場合の希望地は、送還先を見ますと、送還される場合には六つの国がありまして、この六つの国のいずれかの国を希望することができるとあるわけですが、そうすると中華人民共和國あるいは朝鮮人民共和國

を希望する人たちはどうするのか、送還のか送らないのか、そういう問題がいろいろあるわけですね。ですから、できれば閣内閣務大臣から今の日台、日韓の交渉の大体の発表を聞いてからこまかい質問に入りたいと思ひますが、明日閣内閣務大臣の答弁を聞いてから質疑をさせていただきますかと思ひます。

○黒田委員 私も大体今、林君が言われましたような順序で質問をしたいと思ひます。いろいろ逐條的にはこまかい問題がありますけれども、その前提として、台湾あるいは朝鮮に対する基本的な政府の態度を聴取した後に入りたいと思ひます。そのようにおとりはからいをお願いしたいと思います。

○仲内委員長 速記をやめて。
〔速記中止〕
○仲内委員長 速記を始めて。
お諮りいたします。理事小川原政信君は、都合により理事の辞任を申し出でられましたので、この際これを許可することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○仲内委員長 御異議がなければさよう決定いたします。なお、さらに戸叶里子君が去る三月二十日一度委員を辞任されましたので、理事がただいまの小川原君の辞任と合せて二名欠員となつております。それゆゑに理事の補欠選任を行ななければなりません。これは先例によりまして委員長において指名することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○仲内委員長 御異議がなければ、足立篤郎君、戸叶里子君を理事に指名いたします。

○仲内委員長 なおお諮りいたしますが、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、法務委員長より連合審査会開会の申入れがございまして、この際これを受諾したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○仲内委員長 御異議がなければさよう決定いたします。
なおただいまの連合審査会は明日午前十時半より開会いたします。
それでは今日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和二十七年三月二十九日印刷

昭和二十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁